

調布市議会改革検討代表者会議第29回会議日程

平成25年2月14日 午前10時
於 全 員 協 議 会 室

- 1 検討・協議事項
議会基本条例について
- 2 その他

資料78：議長修正案への意見 共産党・元気派・生活者ネット共同提案

資料79：(仮)議会基本条例施行規則(案) 共産党・元気派・生活者ネット
共同提案

調布市議会基本条例 議長修正案への意見 共産党・元気派・生活者ネット共同提案

2013.2.12

修正するポイント

第1章 総則
(基本理念)
第3条 市民との情報の共有を図るとともに、 <u>議会への市民参加を推進</u> し公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。 ※下線部を加える<3会派代替案から>
第2章 議会と議員の使命及び活動原則
(議会の使命及び活動原則)
第4条 (4)市民の多様な意見を的確に把握し、それをもとに政策提言、政策立案を行います。 <原案(3)、(4)による3会派代替案(5)から>
第3章 市民と議会の関係
(情報公開の推進)
第7条第3項 は第8条第2項へ
(広聴機能の推進)
第8条 2 議会は、議案等の審議の経過や結果の市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を開催します。 ※議長修正案の第2項は第3項に、第3項は第4項にずれる。
第4章 市長等と議会の関係
(市長等への質問と議論の充実)
第10条 2 <u>市長等は、議員の質問に対してその論点を明らかにするために、議長の許可を得て反問することができます。</u> <3会派代替案から>
第6章 議会及び議会事務局体制
(議会図書館)
第19条 <u>議会は議会図書室を適正に管理及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとします。</u> <3会派代替案から>
第7章 政治倫理
(政治倫理)
第19条(第20条) 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めます。<原案から>

第9章 議員定数及び議員報酬
(議員定数)
第21条(第22条) 議員の定数の改定に当たっては、 <u>行財政改革、第3条に掲げる議会の使命及び活動原則に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいもの</u> とすることを基本とし、市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮するとともに、市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。 <3党派代替案から>
(議員報酬)
第22条(第23条) 議員報酬の改定に当たっては、 <u>調布市特別職報酬審議会条例に基づく審議会意見のほか、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するもの</u> とします。 ※議員からの提案 <3党派代替案から>

※第11章 補則

(附則)

(調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の一部改正)

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の一部を次のように改正します。

第6条に次の1項を加えます。

- 2 市議会の基本事項を定めるものとして、調布市議会基本条例を定めます。

(仮) 調布市議会基本条例施行規則 (案) 共産党・元気派・生活者ネット共同提案

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市議会基本条例（平成●●年調布市条例第○号）以下「条例」という。）施行について必要な事項を定めるものとします。

(情報公開及び広聴機能の推進)

第2条 条例第6条第5項に規定する必要な事項は、本条第2項から第5条に規定する事項とします。

2 議会は、議案を初めとする審議に関わる資料を明らかにするものとします。

第3条 議会は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするよう努めます。

第4条 議会は、市民の傍聴意欲を高めるため、傍聴環境の改善に常に努めます。

第5条 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開時間を傍聴者等に説明するよう努めます。

(市民参加手続き)

第6条 条例第7条第4項に規定する手続きは、次条から第9条に掲げる事項とします。

2 議会は、次条から第9条に掲げる事項のうち、1または2以上の事項を選択して実施することとします。

第7条 パブリックコメント

第8条 市民アンケート

第9条 議長への手紙

(3会派共同修正提案、条例第9条第4項が拒否された場合の条例の再修正案、及び再修正に伴う施行規則への反映 (案))

< 条例 >

第9条

2

3

4 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じて別に定める事項の説明を行うよう求める事ができます。

< 施行規則 >

第 10 条 政策等を必要とする背景

第 11 条 提案に至るまでの経緯

第 12 条 総合計画における位置付けと、政策等の実施に係る財政措置

第 13 条 将来にわたる政策等の効果及びコスト

第 14 条 市民参加の実施の有無及びその内容

第 15 条 他の自治体の類似する政策との比較検討

(議員定数条例) 改定 (案)

< 現行 >

(調布市議会議員定数条例)

地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定により、調布市議会の議員の定数を 2 8 人とする。

< 改定 (案) >

第 1 条 地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定により、調布市議会の議員の定数を 2 8 人とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合はこの限りではない。

以 上